

旅行業 代理業 登録事項変更届提出書類一覧表

変更事項 必要書類		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	
		個人		法人			主たる営業所		その他の営業所				取扱管理者選任変更	電話番号 F A X 変更	所属旅行業者				
		事業者の氏名	事業者の住所	※1 商号	法人の代表者	本店の所在地	名称	所在地	名称	所在地	新設	※2 廃止			法人		個人		
													商号	本店所在地	氏名	住所			
A	届	登録事項変更届出書 第4号様式	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B	出書	変更届出添付書類 (1) ※4片制の書式	○	○	○	○	○	○						○	○	○	○	○	
C		変更届出添付書類 (2) ※4片制の書式								○	○	○	○	○					
D		戸籍抄本 (改姓の場合)	○																
E		登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)			○	○	○												
F		住民票		○															
G		法人代表者の宣誓書				○													
H		使用権を証する書類 (賃貸借契約書写し又は建物登記簿謄本) ※5		※3		※3		○		○	○								
I		旅行業務取扱管理者																	
		※4 旅行業務取扱管理者選任一覧表 合格証又は認定証 (写) 履歴書・宣誓書									○	○	○						
J		変更事項に係る委託契約書 (写)	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
※K		当該変更事項に係る所属旅行業者届出済の「登録事項変更届出書」 (写)	○	○	○		○	○	○	○	○	○		郵送可	○	○	○	○	

※ 来庁し、手続きすること。

(注) 他道府県からの転入の場合は、登録通知書又は登録簿 (業者控) の写しを添付すること。

・ 変更の日から30日以内に持参し届け出ること。(管理者の変更と電話・FAX番号の変更は郵送でもよい。)

※1 商号変更については、事前に東京都まで問い合わせのこと。(同一又は類似の商号を避けるため)

※2 その営業所の廃止で、その他の営業所が全くなくなる場合は、変更届出添付書類2の提出は不要。

※3 事業者の住所又は本店所在地と主たる営業所の所在地が同じ場合は使用権を証する書類が必要。

※4 管理者が出向の場合は、出向契約書 (写) 及び本人の同意書 (写) が必要。

※5 転貸借の場合は、①所有者と借主の契約書。②所有者の同居承認書。③転貸借契約書。の各写しが必要です。

※ Kについては、所属旅行業者が東京都知事登録旅行業者である場合に限って提出不要。

※ 上記書類以外に追加で書類を求める場合有。

これらの書式は、旅行業協会等で販売しています。東京都では販売していません。

なお、B、C 変更届出添付書類 (1)、(2) は、4片制の書式です。